。ペットのふんは。 飼い主が持ち帰りましょう

一部の心ない飼い主により、ふんで道路や公園など公共の場所や、他人の土地などが汚され、**地域の多くの人が迷惑しています**。

飼い犬などのペットのふんは、**飼い主の責任**において必ず持ち帰りましょう!持ち帰ったふんはごみ袋の中ほどに入れて,**燃やせるごみ**として処理してください。



ダメ! 犬のふん放置!

倉敷市飼い犬ふん害防止条例が施行されています

「道路や公園などの公共の場所や、他人の土地や建物などを汚したときは、**ふんを持ち帰らなければならない**。また、犬を散歩させるときは、**ふんを処理するための用具を持参しなければならない**。」という内容が条例に明記されています。

なお、市長が指定する職員から「飼い犬のふんを持ち帰るように」との命令に従っていただけない場合には、**1万円以下の過料に処する**旨の罰則が定められています。

<お問い合わせ先>

倉敷市 環境衛生課 ☎086-426-3361

児島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-473-4546

玉島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-522-8120

水島支所 市民課 環境衛生係 ☎086-446-1915

船穂支所 市民税務係 ☎086-552-5100

真備支所 市民課 環境係 ☎086-698-1114

倉敷市保健所 生活衛生課 動物管理係 ☎086-434-9829



